

第184回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】
議事録

日時：平成30年12月22日(木)10:00～10:12

場所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、圓尾委員

議題：

(1) 託送供給等約款以外の供給条件の認可について

○八田委員長　それでは、時間になりましたので、第184回の電力・ガス取引監視等委員会を開始いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

議事に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、都築課長からご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　資料1に「議事次第」が載っておりますが、その中で、第2部として書かれている3つの議題がございますけれども、これは、いずれも個社の情報を取り扱うことから、委員会として必要と判断される場合には非公開とし、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載することとしたいと思います。

会議資料ですが、情報公開請求された場合には、その対応について改めてご相談をさせていただければと思っています。

以上、ご提案ですが、ご判断をいただければと思います。

○八田委員長　今説明がありましたように、「議事次第」において、第2部として記載されている3つの議題について、非公開での開催とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、早速第1部の議事に入ります。

議題(1)は、「託送供給等約款以外の供給条件の認可について」、恒藤課長からご説明をお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長　資料は3ページ、資料3でございます。

本件は、北海道胆振東部地震の発生後、スポット市場取引が停止していた期間におけるインバランス料金を、通常とは異なる方法で精算を行うことについて、ござい

ます。

1. の「背景」をごらんください。

本年9月6日に発生いたしました胆振東部地震の影響によりまして、卸電力取引所における北海道エリアのスポット取引が9月26日まで停止をしておりました。こうした状況におきまして、通常どおりの方法でインバランス料金を精算するということが適当ではないと考えられることから、11月8日に開催されました総合資源エネルギー調査会の電力・ガス基本政策小委員会におきまして、この期間におきますインバランス精算をどのように行うかについて審議がなされまして、例外的な取り扱いをすることが適当であるという考え方が示されたところでございます。

その内容につきましては、既に委員の皆様にはご説明させていただいておりますが、2ページ後の5ページに抜粋を載せてございます。

5ページの上のほうに「論点1」と書いてあるところがございますが、これが北海道エリア以外のエリアにおけるインバランス料金について、でございますが、これについては、下線を引いてあるところ、北海道エリアのインバランス量を除いた α 値を用いて算定することが適当と示されてございます。

それから、その下に「論点2」と書いてあるところが、北海道エリアにおけるインバランス料金の算定方法でございますが、この5ページの一番下に下線を引いてあるところ、北海道エリアにおけるインバランス料金単価は、同期間の前後7日間の北海道エリアプライスの平均値を用いることが適当であるとの考え方が示されているわけでございます。

済みません、3ページに戻っていただきまして、ここで示された考え方に基きまして、これを踏まえて一般送配電事業者10社より、この期間のインバランス精算について、託送供給約款の規定に基づく方法ではなく、ここで示された方法によってインバランス精算を行いたいという旨の認可申請が11月20日付で経済産業大臣に出されまして、それについて大臣から当委員会に意見の求めがあったというものでございます。

その下、2. に、「申請内容」を記載しております。

まず(1)が、「北海道エリア以外のインバランス料金の特別措置」でございますが、申請者は北海道電力を除く全ての一般送配電事業者9社で、措置の内容としては、この期間のインバランス料金単価については、卸電力取引所が公表いたします北海道エリアのインバランス量を除いて計算した α 値を用いて算定をするという内容でございます。

ます。

それから、(2)が、「北海道エリアのインバランス料金の特別措置」でございますが、これについては、申請者は北海道電力で、その内容は、次の2ページの上でございますけれども、この期間のインバランス料金単価については、この期間の前後7日間における30分ごとの北海道エリアのスポット市場取引額の平均値、いわゆるエリアプライスに消費税等相当額を加えた金額とするという内容となっております。

それで、この各社の申請は、いずれも先ほどご説明しました電力ガス基本政策小委員会において示された考え方をそのまま反映したものとなっております。

3. は、これに対する当委員会からの意見でございますが、事務局におきまして、電気事業法の条文並びにその審査基準に照らして審査をいたしましたところ、災害に伴って約款に基づくインバランス精算が合理的ではないといった状況を踏まえた臨時的な措置として適当なものと考えられまして、認可することに問題はないと評価できることから、その次の7ページに添付してあります案のとおり認可することに異存がないという旨の回答をしたいと考えてございます。

以上の方針につきまして、ご審議いただければと存じます。よろしく願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、今の説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか

私も、これが極めて常識的なすっきりした案だと思いますが、先ほど、これは例外的な措置だとおっしゃったけれども、もし、例外としなければどうなったんですか。

○恒藤NW事業監視課長　　例外としなければ、これは、どう計算するか難しいところでございますが、そのまま今のルールでいうと、全国のインバランス量を合計いたしまして、それで、その量をベースに取引所における売入札と買入札の、いわゆる供給曲線と需要曲線をずらして α 値を計算するということになります。

ただ、そこで問題になるのは、その期間、取引所における売りと買いには北海道エリアの売りと買いが入っていないという状況でございますので、取引所の売りと買いには北海道エリアの売りも買いも入っていない状況で、北海道エリアのインバランス量を加えたものでずらすというようなことをやることになるのは、ルールどおりであれば、そういうことになります。

○岸事務局長　　今のルールでは想定していなかったもので、一義的に算定することが困

難ということなのか、算定はできるのだけれども例外を設けるということなのか、それはどちらでしょうか。

○恒藤NW事業監視課長　もともと想定はされていなかったというふうに考えておりますが、算定が困難かどうかという、その規定を文字どおり読んで算定することは不可能ではないというふうに考えます。

○八田委員長　その際、北海道のインバランスはどう扱うんですか。計画値か何か、それをやるわけですか。

○恒藤NW事業監視課長　北海道のインバランスも同様な方法で計算をすることは不可能ではないと考えます。

○八田委員長　これは、あんまり……、まあいいんだけど、計画値自体ができていなかったのではないですか、全停電になってから。

○恒藤NW事業監視課長　計画値自体も、これは、全てを精査したわけではございませんが、多くの事業者は、提出はしていたと。

○八田委員長　そうですか。なるほどね、わかりました。

だから、本当にそのルールどおりにやったらとんでもないことになってしまったというわけですね、インバランスの量が、すごく大きいから。

○恒藤NW事業監視課長　というのと、用いる取引所のほうには、北海道の売りも買いも入っていない……

○八田委員長　入らない、だから、全国のでやると。

○恒藤NW事業監視課長　はい。ということを用いることになってしまうということでございます。

○八田委員長　わかりました。

それでは、今の説明があった託送供給等約款以外の供給条件の認可について、認可することに異存がない旨を回答することにしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日、第1部で予定していた議事は以上です。

ほかに何かありますでしょうか。

○都築総務課長　以降の議題につきましては非公開となります。したがって、一般

傍聴の方は、ここでご退室をお願いできればと思います。

○八田委員長　それでは、これもちまして第1部を終了いたします。

どうもありがとうございました。

――了――